

攻めの農業実践緊急対策事業

## 都道府県事業計画書

事業実施主体名: 山梨県水田畑作農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

(別添様式) (別記様式第3号関係)

## 攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

山梨県水田畑作農業再生協議会

策定： 年 月 日  
変更： 年 月 日

目標年度：平成27年度（事業実施年度の翌年度）

### 第1 地域の農業生産に係る現状と課題

本県は全耕地面積に占める田の割合が33%であり、1戸あたりの水稲作付面積は約30aと規模は小さい。戦略作物として、大豆、麦、加工用米等の面積が多い。これらの土地利用型作物の生産性向上を図るため、担い手への集積を進めるとともに、条件不利地域では果樹、野菜といった高収益品目の作付を推進する必要がある。

### 第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

農業等の所得向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、高収益作物への転換等に必要な支援を行う。

### 第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

水田フル活用による生産性向上・低コスト化を目指し、担い手への農地集積・集約化を推進するため、新たに必要となる機械・機器のリース導入、非担い手が所有する既存機械の廃棄及び再利用のための補改修等にかかる経費を助成する。

### 第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

中山間地域等の条件不利地域等において、施設園芸、葉用作物等の集積性の高い品目を導入するために必要な機械・機器・設備のリース導入、資材の購入等にかかる経費を助成する。

### 第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

集出荷・加工処理コストの低減を図るため、機能集約を行う施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入、既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄等にかかる経費を助成する。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額	219,171,000円	過年度実施額
-------	--------------	--------

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)				都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目の導入に係る取組	うち、本取組のみの実施額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組		
都道府県協議会 (①)	65,000	30,000	20,000	60,000	300	155,300
地域協議会合計 (②)	0	0	0	0		0
						0
						0
						0
再編事業者合計 (③)	0	0	0	0		0
						0
						0
合計 (①+②+③)	65,000	30,000	20,000	60,000	300	155,300

注： 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

- 注1： 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。
- 注2： 地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。
- 注3： 再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理合理化プランの写しも添付してください。

## 取組の明細（総括表）

### 山梨県水田畑作農業再生協議会

第 1 取組の総括表

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
1	1	別添個表のとおり	129,000	64,500	該当なし
2	1	"	500	500	該当なし
3	2	"	36,000	18,000	該当なし
4	2	"	12,000	12,000	該当なし
5	3	"	120,000	60,000	該当なし
6	4	"	300	300	該当なし
合計			297,800	155,300	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

要望額に於じて助成率を右の式に基づき調整する。助成率 = 当該取組に係る助成金 × $\frac{1}{2}$	要望額
---	-----

注: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

## 取組の明細（個票）

協議会名	山梨県水田畑作農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械・機器のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	64,500,000円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	水稲、麦、大豆、そば、野菜、果樹、特産作物（薬用作物含む）				
対象者	リース事業者と共同申請を行う次に掲げる者のうち担い手（生産効率化後に基幹的農作業に従事する者）となる者とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	リース物件本体価格（税抜き）の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費（※1）の助成を行う（※2）。 2. 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり（県協議会で設定）。  ※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○生産効率化プランにて、担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○生産効率化プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとする。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1によるものであること。 ○対象者とリース事業者が共同申請を行うものであること。 ○導入機械の規模が適正であること（「山梨県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積を参考にして定めた面積以上の作業計画を有すること。）				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払済の場合）など				
備考					

## ◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。助成率＝ $\frac{\text{当該取組に係る助成金} \times 1}{\text{要望額} \times 2}$

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。

### 取組の明細（個票）

協議会名	山梨県水田畑作農業再生協議会	整理番号	2	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械・機器の廃棄に対する助成				
当該取組に係る助成金額	500,000円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	水稲、麦、大豆、そば、野菜、果樹、特産作物（薬用作物含む）				
対象者	次に掲げる者のうち、担い手（生産効率化後に基幹的農作業に従事する者）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	1台あたり2万円	助成率	定額		
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械の廃棄に要する経費（※）の助成を行う（1台あたり2万円以内）。 2. 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり（県協議会で設定）。  ※ 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○生産効率化プランにて、担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとする。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、廃棄処理依頼書など 2 請求時（現場検査・書類検査） 廃棄価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○廃棄処理依頼書、発注書、請求書、領収書（支払済の場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

<p>要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。助成率 = <math>\frac{\text{当該取組に係る助成金} \times 1}{\text{要望額} \times 2}</math></p>
---

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。

### 取組の明細 (個票)

協議会名	山梨県水田畑作農業再生協議会	整理番号	3	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器・設備のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	18,000,000円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	野菜、果樹、特産作物 (葉用作物含む)				
対象者	リース事業者と共同申請を行う次に掲げる者であって担い手 (生産効率化後に基づき農作業に従事する者) へ機械作業を集約化する者 (非担い手) 又は条件不利地域において農業を営む者とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社 (地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体価格 (税抜き) の1/2 (千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格 (税抜き) の1/2 以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1. 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器・設備 (以下、機械等と記載) のリース導入に要する経費 (※1) の助成を行う (※2)。 2. 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり (県協議会で設定)。  ※1 本体価格が50万円以上のものに限る (アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○条件不利地域 (中山間地域等直接支払交付金実施要領 (平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知) 第4に定める以下の地域をいう。) においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○対象者とリース事業者が共同申請を行うものであること。 ○導入機械の規模が適正であること (「山梨県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積を参考にして定めた面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時 (書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書 (高収益プラン) ○申請者の規約、機械等の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数等の算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログ等 2 請求時 (現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械等の型番、格納・設置場所等がわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書 (高収益プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書 (支払済の場合) など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。助成率 = $\frac{\text{当該取組に係る助成金} \times 1}{\text{要望額} \times 2}$
---

注: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。

### 取組の明細（個票）

協議会名	山梨県水田畑作農業再生協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	12,000,000円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	野菜、果樹、特産作物（薬用作物含む）				
対象者	リース事業者を共同申請を行う次に掲げる者であって担い手（生産効率化後に基幹的農作業に従事する者）へ機械作業を集約化する者（非担い手）又は条件不利地域において農業を営む者とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	15,000円/㎡	助成率	定額		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1. 高収益品目等導入の際に必要な資材（パイプハウス用パイプ、フィルム、永年性作物の苗木等）の購入に要する経費の助成を行う（定額）。 2. 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり（県協議会で設定）。				
取組要件	○生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことが出来るが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○資材の購入は、野菜・果樹・特産作物の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○資材の使用場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○資材導入後に写真撮影を実施 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○資材購入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払済の場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

<p>要望額に応じて助成率を右の式に基づき調整する。助成率 = <math>\frac{\text{当該取組に係る助成金} \times 1}{\text{要望額} \times 2}</math></p>
---

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。



## 取組の明細 (個票)

再編事業者名	農業協同組合など	整理番号	5	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約・用途変更のために必要な機械・設備リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	60,000,000円 (仕入れに係る消費税等相当額※ 該当なし)				
対象作物	水稻、麦、大豆、野菜、果樹、特産作物(薬用作物含む)				
対象者	「攻めの農業実践緊急対策事業実施要領」第2の2に定める再編事業者				
助成上限額	リース物件本体価格(税抜き)の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	<p>集出荷・加工処理コスト1割削減、機能集約施設の稼働率・利用率80%超に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械・設備のリース導入に要する経費(※)の助成を行う。</p> <p>2 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定)。</p> <p>※本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※購入選択権付リースは除く。</p>				
備考	<p>【取組要件】</p> <p>1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。</p> <p>2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。</p> <p>【要件の確認方法】</p> <p>1 計画申請時(書類審査)</p> <p>以下の書類により要件の確認を行う。</p> <p>【確認書類】○集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン)</p> <p>○申請者の規約、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時(現場検査・書類検査)</p> <p>リース価格の妥当性ととも、履行の確認を行う。</p> <p>【現場検査】○機械・設備の型番、設置場所などがわかる写真撮影等により実施</p> <p>【確認書類】○集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン)</p> <p>○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払済の場合)など</p>				

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3: 「当該取組に係る助成金額」の( )書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

### 取組の明細 (個票)

協議会名	山梨県水田畑作農業再生協議会	整理番号	6	分類	4
取組名称	山梨県水田畑作農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	300,000円 (仕入れに係る消費税等相当額※該当なし)				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額	300,000円	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 ○事業の推進・指導 ○業務方法書等に定められた書類作成 ○申請内容の確認 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	○経費の必要性 ○委託先や発注先選定の妥当性 ○価格等の妥当性 ○履行の確認 【確認方法】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

注: 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、調整の内容を記載してください。

(別紙)

助成対象品目一覧

整理番号	1	取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械・機器のリース導入に対する助成
対象品目	水稻、麦、大豆、そば、野菜、果樹、特産作物(薬用作物含む)		
整理番号	2	取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械・機器の廃棄に対する助成
対象品目	水稻、麦、大豆、そば、野菜、果樹、特産作物(薬用作物含む)		
整理番号	3	取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器・設備のリース導入に対する助成
対象品目	野菜、果樹、特産作物(薬用作物含む)		
整理番号	4	取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成
対象品目	野菜、果樹、特産作物(薬用作物含む)		
整理番号	5	取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約・用途変更のために必要な機械・設備リース導入に対する助成
対象品目	水稻、麦、大豆、そば、野菜、果樹、特産作物(薬用作物含む)		

助成対象機械等一覧

整理番号	1	取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械・機器のリース導入に対する助成
対象機械等	耕耘用機械、収穫・調整用機械、防除用機械等の農業用機械(アタッチメントを含む)		
整理番号	2	取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械・機器の廃棄に対する助成
対象機械等	耕耘用機械、収穫・調整用機械、防除用機械等の農業用機械(アタッチメントを含む)		
整理番号	3	取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器・設備のリース導入に対する助成
対象機械等	耕耘用機械、収穫・調整用機械、防除用機械等の農業用機械(アタッチメントを含む)、野菜の高設栽培設備、収穫機械、灌水設備など		
整理番号	4	取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成
対象機械等	パイプハウスのパイプ、フィルム、永年性作物の苗木等、対象作物の導入に必要な資材(肥料、農業等、毎年度必要となる資材は除く。また設置費用は対象外)		
整理番号	5	取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約・用途変更のために必要な機械・設備リース導入に対する助成
対象機械等	乾燥調整機、選別機等の設備(工事費用、建物の新設・改修費用は対象外)		